

令和3年2月定例会 県土整備委員会

令和3年3月9日（火）

〔委員会の概要 危機管理環境部関係〕

岩佐委員長

ただいまから、県土整備委員会を開会いたします。（13時04分）

直ちに、議事に入ります。

これより、危機管理環境部関係の調査を行います。

この際、危機管理環境部関係の追加提出予定議案について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【追加提出予定議案】（説明資料（その5）、資料1）

- 議案第87号 令和2年度徳島県一般会計補正予算（第12号）
- 議案第88号 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

【報告事項】

なし

志田危機管理環境部長

危機管理環境部から2月定例会に提出を予定しております案件につきまして、お手元の県土整備委員会説明資料（その5）により、御説明を申し上げます。

資料の1ページをお開きください。

一般会計についてでございます。

危機管理環境部の2月補正予算案といたしまして、左から3列目、補正額欄の最下段に記載のとおり、25億4,800万円の補正をお願いしており、補正後の予算額は合計で136億6,361万4,000円となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。

課別主要事項説明についてでございます。

危機管理政策課の防災総務費の摘要欄①のア、「新しい生活様式」実装推進事業～飲食店応援事業～では、1月臨時会においてお認めいただいた飲食店に対する応援金につきまして、専用ホームページやコールセンターの開設に加えまして、新聞やテレビ等のマスメディアによる周知・広報に取り組んできました結果、ガイドライン実践店ステッカーの申請が大幅に増加するなど、応援金の申請期限までに予算を超える申請がなされる見込みでありますことから、新しい生活様式の定着に取り組む飲食店の皆様を支援するための経費として、23億3,200万円の補正をお願いしております。

なお、資料はございませんが、応援金の申請状況につきまして、御報告を申し上げます。昨日、3月8日時点の数字でございますが、まずガイドライン実践店ステッカーの申請店舗数（飲食店）につきましては、約4,700件となっております。

次に、応援金の申請店舗数につきましては、ガイドライン実践店ステッカー掲示による50万円の申請が3,506件、事業者版スマートライフ宣言の掲示による10万円の申請が103件、合計で3,609件の申請を頂いております。

なお、今回の緊急事態宣言の延長に伴いまして、ガイドライン実践店ステッカー及び事業者版スマートライフ宣言の掲示期限につきましては、2週間延ばしまして3月21日となっており、応援金の申請期限につきましても、2週間延ばして4月4日としたところでございます。

続きまして、防災総務費の摘要欄②危機管理調整費につきましては、お手元に御配付の資料1により御説明させていただきます。

まず、今年度4月補正予算及び6月補正予算においてお認めいただいた危機管理調整費の予算額35億円に対しまして、各部局で精査した執行見込額は30億5,354万7,000円となっております、差し引きしました執行残額は4億4,645万3,000円でございます。

これに2月26日の付託委員会において追加提案させていただきました補正予算額3億3,754万7,000円と、更に本日御提案させていただきました補正予算額2億1,600万円を合わせまして、合計10億円を確保して、繰越しも含めて刻々と変化する情勢にしっかりと対応してまいります。

なお、本日御提案させていただきました補正予算額2億1,600万円につきましては、美馬市で発生した高病原性鳥インフルエンザへの対応としまして、発生農場の防疫措置や車両消毒ポイントの設置・運営に要した経費の執行額見合いの金額となっております。

美馬市で発生した高病原性鳥インフルエンザに関しましては、確認検査において陰性が確認されたことから、2月27日に搬出制限区域を解除し、3月4日零時をもって移動制限区域を解除しております。

県土整備委員会説明資料にお戻りいただきまして、3ページをお開きください。

繰越明許費についてでございます。

変更分といたしまして、既に御承認を頂いております事業について、翌年度繰越額の変更を記載しております。

先ほどご説明させていただきました「新しい生活様式」実装推進事業～飲食店応援事業～につきまして、緊急事態宣言の延長に伴いまして、年度を超えて予算執行を行う必要があるため繰越しをお願いするものであり、変更分を反映した補正後の金額は、最下段右から2列目に記載のとおり、41億1,017万円となっております。

4ページを御覧ください。

その他議案としまして、条例案を1件提出しております。

アの新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律におきまして、新型コロナウイルス感染症の定義付けが変更されたことに伴いまして、記載しております五つの条例について所要の整理を行うこととしたものでございます。

危機管理環境部関係の提出予定案件の説明につきましては、以上でございます。

なお、報告事項はございません。

御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

岩佐委員長

以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑につきましては追加予定提出議案に関連する質疑にとどめたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

また、先ほど開会された議会運営委員会において、追加提出予定議案については本日の委員会で十分審議の上、明日の本会議においては委員会付託を省略して議決することが決定いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

岡委員

飲食店応援事業の飲食店の応援金について、お伺いしたいと思います。

先週金曜日の知事の臨時記者会見において、首都圏での緊急事態宣言の延長に伴って応援金の申請期間を2週間延長することと、今まで対象となっていなかったコンビニエンスストアなどのイートインスペースも新たに対象に加えるということが公表されました。

そこで、対象となる店舗の基準というのは、今回のことでどのように整理されているのか、改めてお伺いしたいと思います。

勝間危機管理環境部次長

ただいま岡委員から、飲食店応援金の対象となる店舗の考え方について御質問を頂いたところでございます。

この応援金の助成対象となります要件といたしましては、飲食店又は喫茶店の営業許可を取得していることと、先ほど申し上げましたとおり、3月21日までの対象期間内にガイドライン実践店ステッカー又は事業者版スマートライフ宣言を掲示していることといった飲食店を対象としているというところでございます。

この飲食店につきましては、当然広く対象としているところでございますけれども、一部疑義が生じるような場合もございます。今、部長のほうからも報告させていただいたとおり、これまで3,609件の申請がありました。これらを見た中で、個々の店舗の実情に即した形で判断させていただいておりますけれども、そのおおむねの基準といたしましては、その店で調理された飲食物を不特定の複数の者が同一敷地内の同じ開かれた飲食スペースで一定時間飲食することが見込まれる店舗であることというようなことで、判断させていただいているところでございます。

そうなりますと、これまでは対象外と申し上げてきておりましたテイクアウトの専門店でありますとか、デリバリーの専門店あるいは自動販売機コーナーにつきましては、不特定の複数の者が利用される開かれた飲食スペースを持っていないということで、対象外とさせていただいたところでございます。

ただ、先週の記者会見で、スーパーマーケット、コンビニエンスストア等の小売店等々につきましては、今回の緊急事態宣言の延長により飲食業への厳しさが増加することが懸念されておりますので、この機会に、飲食店の営業許可を取得していることを前提といたしまして、コンビニエンスストアなどのイートインスペースを持っている場合には新たに

助成対象として付け加えさせていただいたところでございます。

対象となる店舗といたしましては、レストラン、喫茶店、バー、スナックというような一般的な飲食店等々も当然含まれているところでございますけれども、店内飲食を前提とした形で飲食店の営業許可を取得し、開かれた飲食スペースがある場合ということです。例えば、ボーリング場、映画館等々のアミューズメント施設で営業許可があつて、飲食スペースがあるような場合についても対象とさせていただいているところでございます。

我々としてしましても、これらの店舗にしっかりと応援金を活用していただきまして、感染拡大防止に取り組んでいただきたいという思いを持っているところでございます。

岡委員

ありがとうございます。枠が広がったということは、まあまあいいことなのかなと思うのですが、先ほどの説明を聞いても、店舗の実情によるというか、見させていただいて個別に判断していくようになるかなというような印象を受けます。もしかしたら、コンビニエンスストアとかイトインでも、人によってこれはちょっと違うなというのが出てくるかもしれませんし、対象になるならないの判断というのが分かれる場合というのが出てくるのかなと思います。

大体4,700件の申請がある中で、申請期間も延長されまして、当初の対象が8,000件ぐらいでしたから、より多くの方々に向けて周知・広報していただきたいと改めてお願いします。

また、恐らく各店舗からの相談もあると思います。うちってどうなるのかといった相談もあると思いますので、いろんな相談が殺到して大変だと思うのですが、しっかりと1件1件丁寧に対応していただきたいと思います。

あともう1点です。応援金の助成を受けることができる店舗というのは、感染拡大防止の取組を積極的に行っている店舗ということになっています。

その確認方法について、感染拡大防止の取組を積極的に行っているという判断をどういうふうにするのか、御説明いただきたいと思います。

勝間危機管理環境部次長

ただいま岡委員のほうから、応援金の対象となる店舗の感染拡大防止の取組について御質問いただいたところでございます。

先ほど、応援金の対象となる店舗ということで申し上げたとおり、この応援金につきましては、感染拡大予防ガイドラインをしっかりと遵守していただいて、ガイドライン実践店ステッカーあるいは事業者版スマートライフ宣言を掲示していただいた店舗に支給させていただいているところでございます。

このうち、いわゆる実践店ステッカーにつきましては、この応援金が始まる前からスタートしているところでございます。元々の仕組みといたしましては、この実践店ステッカーの申請について取りまとめを行って県に申請していただくわけなんですけれども、その取りまとめを行っていただく業界団体において、各店舗の感染防止の取組をチェックしていただいているところでございます。これにつきましては、従来と変わりがないという

ところでございます。

ただ、応援金の支給に当たりましては、これに加えて2月以降に新たに実践店ステッカーの申請を行った新たな団体に対しましては、一つ以上の店舗を抽出して取組状況の現地確認をさせていただいているところでございます。これにつきましては、昨日現在で23団体の23店舗について巡回させていただいているところでございます。

それに加えて、今後の予定ということでございますけれども、実践店ステッカーや事業者版スマートライフ宣言の掲示店舗に行きまして現地確認の調査を改めて行いたいと思っております。約100店舗を想定しているところでございます。

こういった状況を踏まえまして、それぞれの店舗あるいは業界団体に対しまして、もし是正等々が必要な場合についてはお伝えし、対応していただき、県としてもしっかりと指導していきたいと思っております。

岡委員

分かりました。当初からいろいろと御説明も頂いていたように、実践店ステッカーを貼っている場合というのは、取りまとめを行う業界団体の方が店舗に行きましてというようになっているということです。

ただ、今恐らくそれぞれの業界団体にステッカーのことに対する問合せであったりとか、申請が殺到しているところだろうと思います。ふだんさばくような事務量でないものが一気に押し寄せていると思いますので、その辺の負担がかなり大きいのではないかなと思います。

確かに、今回の実践店ステッカーの配布にしても応援金の申請にしても、しっかりと感染拡大を予防してくださいねということが前提になっているとは分かっていることですし、確認していかなければならないことが当然なんです。しかし、業界団体がその役割を果たせるようにするのは、申請を出したから1週間以内に行きましてとか、そういうようなことでは恐らくとてもじゃないけれど対応できなくなってしまうので、できる限り柔軟な対応をしていただきたいなと思っております。このことは是非ともお願いしておきたいと思っております。

今回の補正予算もかなり多くの金額が積みれました。最初から見えていますけれども、恐らくイートインスペースが増えたということで増えてくるんですね。そういう方々にもしっかりと周知していただき、この補助金を十分に活用していただけるように、そして多くの飲食店さんが今までも十分やっているとしたいと思いますけれども、今回はこの応援金の条件である実践店ステッカーを貼るということで、感染拡大を防止していかなければならないということの更なる意識付けになると思いますので、応援金を使ってしっかりとコロナ対策に取り組んでいただくことを申し上げまして終わります。

仁木委員

飲食店応援事業の関連で質問させていただきます。

コンビニエンスストアやスーパーマーケットのイートインスペースが対象になった、拡大されたということですが、例えば旅館やホテルにおいてルームサービス形式をとっている所については不特定多数に当てはまらないということで、対象から外れてい

る。そこについては拡大されていないところでもありますけれども、ここら辺は変わらないという認識でよろしいのか、お聞かせいただければと思います。

勝間危機管理環境部次長

ただいま仁木委員のほうから、対象となる店舗についてのお話を頂いたところでございます。

先ほどの岡委員のほうからの御質問に答弁させていただきましたけれども、対象となる飲食店かどうかにつきましては、これまでの申請を頂いた中で我々が運用している基準としては、その店で調理された飲食物を不特定の複数の者が同一施設内の同じ開かれた飲食スペースで一定時間飲食することが見込まれる店舗ということで、種々判断させていただいているところでございます。

今、委員のほうから話がございました旅館、ホテルにつきましても、例えば店内飲食を前提として、飲食店の営業許可を取得されて開かれた飲食スペースがある場合であれば対象になるのかなと思っておりますけれども、普通のルームサービス等々につきましては、テイクアウト、デリバリー等々と比較いたしましても同等になるのかなというところでございまして、これまでも対象外という取扱いをさせていただいているところでございます。

仁木委員

一方で、カラオケ店においては、カラオケをしている部屋に飲食物を提供する部分についてはこの応援金はオーケーというようになっているのですけれども、ここの違いというのが余りよく分からないですし、説明を聞いても余りよく分からないところがございます。

例えば、民宿とか旅館とかであれば部屋で食べられることが多くて、食堂がある所やない所というのもあります。少ない声かもしれませんが、カラオケ店が大丈夫なのになぜ駄目なのかという、少ないかもしれませんが、余り理解がし難いところっております。

この件について、また検討していただくべきではないかなと思うのですけれども、そのあたりの所見をお聞かせいただければと思います。

勝間危機管理環境部次長

ただいま仁木委員のほうから、飲食店の対象になるかどうかという判断の関係で御質問を頂いたところでございます。

この基準につきましては、先ほど答弁させていただきましたけれども、飲食店につきましては不特定の方々が活用できる開かれた飲食スペースがあるかどうかというところで判断させていただいているところでございます。

もちろん、それぞれの店舗の実情というものがございます。そういったものに該当するかどうかというところで、分かりにくいというお声も頂くこともございます。そういった場合には、それぞれの店舗の実情をお聞かせいただいた後に判断させていただきたいと思っているところでございます。

仁木委員

開かれた場所で不特定多数とおっしゃっていますけれども、カラオケ店は開かれていない場所で不特定多数、例えば多数であったとしても一人でカラオケする人もいれば二人でカラオケする人もいらっしゃるから、多数というのが二人以上かもしれません。それというのは、開かれた場所で不特定多数の定義内に入るか入らないかでまた違うと思うのです。

だから、ルームサービスをしている所だって同等ではないのですかということを考えるべきではないのですか、という問い掛けをさせていただいています。その点を受け止めていただきたいのですけれども、すぐにしてくださいと言っているわけではなくて、不平等に感じますよという声も出てくるのではないのですかということをお願いしています。

その点を検討するべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

勝間危機管理環境部次長

対象となる店舗についてでございます。

繰り返しになりますけれども、我々としたしましては飲食店応援金の制度趣旨にのっとり、当然のことながら一部対象外となる店舗も設けているところでございます。今申し上げましたとおり、不特定の複数の者が利用できるような開かれた飲食スペースであるかどうかということをしかり判断させていただいて、対象になるならないについて判断させていただきたいと思っております。

県民の皆様あるいは事業者の皆様方には、できるだけ誤解のないような形でしっかりと運用してまいりたいと考えております。

仁木委員

カラオケ店も大変ですけど、田舎の民宿とかそういった所もとても大変です。それにホテルとかも、ルームサービスといった朝食を部屋に持っていつているとかがあると思うのです。

ここら辺をやっぱ個別に考えてもらわなかったら、カラオケ店がいけるのに民宿が駄目なのかという話になってくると思うのです。小さい声かもしれませんが、そのあたりを受け止めていただいて、個別にあるのならばそれは緩和して、コンビニエンスストアがいけるようになったのであれば、併せてそういうことも検討していただきたいということをお願いして終わります。

重清委員

先ほどの50万円が約3,500件で、10万円が約100件ですけど、これはいつ支払うのか。今どうなっているのですか。

勝間危機管理環境部次長

ただいま重清委員のほうから、飲食店応援金の支払状況について御質問を頂いたところでございます。

昨日現在でございますけれども、50万円分が727件、10万円分が38件、計765件となっているところでございます。

重清委員

これだけ払っているけれども、まだ約3,600件の申請が来ているところで約700件ですから、大体1か月以内に払えるようなめどは立っているのですか。

勝間危機管理環境部次長

我々とすれば、委託業者とも一緒になりまして、委員がおっしゃるとおり、できるだけ早くお支払いさせていただきたいと思っているところでございます。

ただ、一部で書類の不備等の確認もございまして、まだ765件にとどまっているところではありますけれども、前回の付託委員会でも申し上げましたとおり、ここ一、二週間にかんりの申請が上がってきているところでございまして、この支払済額についてはここ一、二週間にかんり伸びていくのではないかなと思っているところでございます。

重清委員

それと、先ほどの旅館とか民宿のところでちょっと分かりにくかったのですが、うちの町だったら、夜の宴会みたいなので、旅館に行ったら大体部屋があるのです。朝食を食べたりする部屋、個室ではなくて大きな広間がある。

そういう所は全部当てはまるのですか。

勝間危機管理環境部次長

旅館やホテル等についてということでございますけれども、正に旅館やホテルに併設されている、例えばレストランとか食堂とかがございます。それから、いわゆるオープンで使えるような宴会場みたいな所については、今申し上げましたような開かれた飲食スペースがあるということで、認めさせていただいているところでございます。

重清委員

ちょっとそこら辺が分かりにくいのですけれどね。大体田舎の民宿や旅館だったら大広間でやるんですよ。宴会場みたいな大きなところがあるのです。そういう所でも構わないという解釈でよろしいのですね。

勝間危機管理環境部次長

旅館やホテルの大広間の宴会場で、例えば飲食ができるというような所であれば今のところは基本、対象にさせていただいているところでございます。

重清委員

はい、分かりました。ありがとうございます。終わります。

岩佐委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

この際、委員各位にお諮りいたします。

ただいま、扶川議員から発言の申出がありました。

この発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、扶川議員の発言を許可いたします。

なお、委員外議員の発言につきましては、委員一人当たり1日につき答弁を含めおおむね15分とする申合せがなされておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

扶川議員

先ほど、23団体、23店舗を巡回したということです。

制度の趣旨からしたら、ガイドラインを実践されているかどうかの点検は非常に大事だと思うのですが、この店の選定は飛び込みですか。それとも事前に選定を業界団体をお願いしているのですか。

それから、内容的には業界団体のガイドラインがどの程度守られていればオーケーですか。

それから、結果としてどういう結果だったのかを教えてください。

勝間危機管理環境部次長

ただいま扶川議員から、飲食店応援金に係る巡回についての御質問を頂いたところでございます。

先ほど岡委員からの質問にお答えさせていただいたとおり、現在23団体の23店舗について巡回済みとなっておりますところでございますけれども、この店舗につきましては2月以降、新たにステッカーの申請を行っていただいた業界団体に対しまして、一つ以上の店舗を抽出し、その業界団体と共に現地を確認させていただいたところでございます。

といいますのは、やはりこれまでステッカーの申請がなかった業界団体でございますので、具体的なチェックの仕方でありまして、確認の報告の仕方等々についてそこがあってはいけないというようなことで行っているところでございます。

それから、中身については、このガイドライン実践店ステッカーを申請いただく際に、それぞれの業界団体で守っていただくそれぞれのガイドラインというものをしっかりと設けているところでございますので、まずはそれが実施されているかどうかについて確認させていただいているところでございます。

現時点の報告では、特に問題のある店舗はなかったというところでございます。

扶川議員

先ほど十分聞き取りできなかったんですけれども、まだこれから100店舗ほどを想定していると。具体的にもう少し説明してください。

勝間危機管理環境部次長

ただいま扶川議員から、今後行う現地の調査について御質問を頂いたところでございます。

これにつきましては、いわゆる実践店ステッカー、スマートライフ宣言を掲示されている所がございますので、そこについて別途現地の確認もさせていただきたいと思っているところでございまして、その手法等々については正にこれから検討させていただきたいと思っているところでございます。

扶川議員

それはこれから検討ということですから、既にガイドラインの実践をしていた業界団体も含めて対象にするんですね。

それともう1点は、もしできていなかった場合にどのように具体的な対策を求めるのですか。あるいはできていなかったら返さないよとまでは言わないんだろうと思いますけれど、どんな対応をされるのか、お聞きします。

勝間危機管理環境部次長

現地確認での対応について御質問を頂いたところでございます。

元々この巡回指導というものにつきましては、しっかりと感染防止対策をやっていただく、それを定着していただくということがメインでございます。

そういった意味合いでは、仮にそこでガイドライン等々とそこがあるような、あるいは疑義があるような場合につきましては、まずはそれを適正な部分に直していただくことをお願いさせていただきたい。そういう形で対応を進めさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

扶川議員

先ほども既存の業界団体の中でも非常に多忙という話がありまして、私も聞くところでは余りにも多忙なもので、最初に私が別のところで議論した時には、ガイドラインのステッカーを持って行ってその場で業界団体の方が点検するというお話でしたが、持つて行くこともできないので取りに来てくれというようなことになっている所もあるそうです。

そういう所は、改めてきちんと回って行って点検していただかなければいけないので、支給した全ての店舗を回れているかどうかの確認をしていく必要が県としてあると思うんですが、それはどのようにされていきますか。

勝間危機管理環境部次長

ただいま扶川議員のほうから、全てを巡回したらどうかというような御質問だったかと思えます。

ただ、この実践店ステッカーにつきましてはそもそもの制度といたしまして、その取りまとめを行う業界団体において、それぞれの店舗の感染防止の取組をチェックをしていたくというのが大きな仕組みとなっているところでございます。まずは、その業界団体のほうで、それぞれの店舗について確認なりチェックなりをしていただくということが大前

提になっていくんだらうなというふうに我々としては思っているところでございます。

その上に立って、例えば業界団体のほうからの、こういう場合はどうすればいいんだらうかとか、あるいはこういうふうな取組を進めるにはどうしたらいいんだらうかというような御相談は、県としてはしっかりと受け止めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

扶川議員

私が申し上げたのもそういう意味で、業界団体が全て点検の巡回をしているかどうかを、県がその業界団体にどう点検するんですかということをお尋ねしたんです。

勝間危機管理環境部次長

業界団体のほうがそれぞれのチェックをしていただいているというところでございますので、当然のことながら時期はいろいろありますけれども、感染拡大防止の取組がそれぞれの店舗でしっかりと行なわれていることを確認した上で、実践店ステッカーが貼られたということについて、それぞれの団体から報告していただくというふうに思っているところでございます。

扶川議員

分かりました。ちゃんと回っているかどうかというのは、例えば抽出した店舗に連絡を入れるだけでも分かりますからね。わざわざ行かなくても、回ってきましたかって聞いていくわけです。そういうことも含めて、きちんとやっていただきたいなと思います。

それから、忙しいですから弾力的に柔軟に対応して、いつまでにというのを決めるのも賛成です。

ただ、1回きりでいいのかってということもあるので、どうなんでしょうね。1回やったらもう対策がずっととれているという考えで、1回だけ回ればそれでよしということでもよろしいんですか。

勝間危機管理環境部次長

ただいま、1回だけ回ればそれで終わりかというような御質問だったかと思うんですが、店舗に何回も訪問させていただくというような形になるのかどうかは別にいたしまして、それぞれの店舗で感染拡大防止の取組をしっかりと継続的に行っていただくというのは、この応援金が終わった後も当然のことながら継続していただきたいところでございます。

県としても、先だって認めていただいております2月補正予算の先議分で、啓発事業等々もお認めいただいているところでございます。

そういった中で、この業界団体と連携をとった形で、先ほど申し上げましたとおり、例えばステッカー掲示店舗の巡回確認、動向の支援というものも検討しているところでございますので、そういったものもしっかりと活用しながら、我々とすればその感染防止対策がそれぞれの店舗でしっかりと定着していただきたいという思いの中で、仕事をさせていただいているところでございます。

扶川議員

新型コロナウイルス感染症が収束するまでは、間隔を置いてちゃんとマスクをしているかなとか、消毒薬を置いているかなとか、きちんと拭き取りなんかを定期的にやっていますかとか、パトロールみたいな形でやっていくのが業界団体として必要なんだろうと思います。

その取組がしっかりできているかどうかを、また点検するというか確認していくのも県の仕事だと思いますので、きちんとやっていただきたいと思います。

それと、先ほどの議論の中で、私も聞いていてよく分からなかったのが、念のためお尋ねします。

開かれた、オープンという意味ですけど、例えばホテルなんかに付属している食事のスペース、ホテルに宿泊していない方も入ってきて食べられるなんて所もありますけれど、そういう意味ではないんですか。それから、宴会場もそうですけど、ホテルに宿泊しなくても、宴会場を借りて臨時にそこで宴会だけするという場合も含むんだというふうに考えたらいいんですか。

勝間危機管理環境部次長

ホテルとか旅館についてでございますけれども、一番分かりやすい例で言いますと、旅館、ホテルに併設しておりますレストラン、食堂等々につきましては、宿泊者だけではなくて恐らく外部の方も御利用されるということで、対象にしているところでございます。

宴会場につきましても、当然のことながら宿泊者だけではなくて、それ以外のところからも御利用されますので、そういう意味では開かれた飲食スペースがそこにあるんだというふうに考えているところでございまして、それが確認できれば対象とさせていただいているところでございます。

扶川議員

分かりました。そう考えるとカラオケ店の話がありましたが、カラオケ店も不特定多数の人がいつでも入ってきてカラオケをやりたいと言えどその狭い部屋ではあるけれども、そこに行かれて飲食できるから開かれていると、そういう解釈ですね。これはせっかくやるんですから、できるだけ多くの方に利用していただけるように、使いやすくなった制度の趣旨をうんと広報していただいて、手を挙げていただくようお願いしたいと思います。

それから、10万円を申請される方というのはちょっと誤解している方がおりまして、私実際に勧めて回った事例では、50万円をもらうんだったら非常に高いハードルを要求されるんだろうと思って、うちは10万円でもいいという方もいたんですよ。だから、50万円というのも業界団体に入ってやりさえすればもらえるんだということを強調して、そんなにむちゃくちゃ難しいことを言っていないんだということを説明していただく必要があるんだろうと思います。

新生活様式で、それぞれのお店に回っている業者の方なんかに協力していただいて、こんな制度もあるんですよと言って広めていただいている面もあろうかと思います。今、商

工労働観光部のWITH・コロナ「新生活様式」導入応援助成金のほうも取組を進めておりますから、こちらのほうとも連携して50万円、10万円の周知を進めていったらどうかと思いますので、商工労働観光部のほうとしっかり相談していただきますようお願いしたいと思いますが、どうですか。

勝間危機管理環境部次長

ただいま扶川議員のほうから、飲食店応援金につきましては、正に緊急事態宣言が2週間延長されたことを受けまして、それぞれ対象期間、申請期間を2週間延長させていただいているところでございます。この延長された2週間で捉えまして、しっかりと広報に努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、商工労働観光部の行っております新生活様式の導入応援助成金につきましても、目的とするところは正に同じものでございます。同じ県が行うことでございますので、しっかりと両部が連携しながら、それぞれの業界団体、店舗に対してしっかりと支援を行ってまいりたいと考えております。

岩佐委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、危機管理環境部関係の調査を終わります。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。（13時48分）